

常総市立三妻小学校「いじめ防止基本方針」

常総市立三妻小学校

1 目的

いじめ防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの組織的対応）のための対策の基本事項を定めることにより、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの定義（「いじめ防止対策推進法第2条第1項」から）

いじめとは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

3 いじめ防止等の基本理念

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に關係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (2) いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするために、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。
いじめが全ての児童に關係する問題であることに鑑み、関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの組織的対応）に取り組む。

4 いじめ防止等対策委員会及びいじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめ防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの組織的対応）に関する措置を実効的に行うため、生徒指導対策委員会内にいじめ防止等対策委員会を組織する。

- (1) いじめ防止等対策委員会
 - ① 本委員会の構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、該当職員で構成する。
 - ② 本委員会は、月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催する。
- (2) いじめ問題対策連絡協議会
 - ① 本協議会の構成員は、下記のとおりである。
学校（校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭）、PTA会長、学校評議員で構成する。
 - ② 本協議会は、学期1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催する。

5 基本的な取組

(1) 道徳教育の充実

豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。

- ① 児童が楽しみに待つような道徳の時間の在り方の研究
- ② 道徳の教科書「はばたこう明日へ」、道徳教育ヒント集、私たちの道徳、自作教材等の活用
- ③ 道徳の時間を要として学校教育全体を通じて行う道徳教育の充実
- ④ 学校経営方針に基づいた道徳教育推進教師を中心とする協力体制や指導体制、研修体制の充実
- ⑤ 具体性のある道徳教育全体計画と道徳の時間の年間指導計画の作成と改善
- ⑥ 元気なあいさつの推進（校内あいさつ運動）
- ⑦ 無言清掃、ボランティア活動の推進
- ⑧ 児童主体の学校行事の展開

(2) 未然防止のための措置

【未然防止の方針】

- ① いじめが起きにくくい学校風土、学級風土づくり（心の居場所としての学校、学級）に努

める。

- ② 授業や行事の中で、どの児童も落ち着ける、活躍できる場をつくりだす。
- ③ 日頃の学級経営の中で、児童の自尊感情を高め所属感を高めるとともに、自己有用感を育てていく。

【未然防止のために】

- | | |
|---|---------------------------------------|
| ア | 現状を質問紙調査や欠席・遅刻・早退の状況等を把握し、課題を見つける。 |
| イ | 課題をどう変えたいかという目標（1年後・半年後・学期の修了時）を設定する。 |
| ウ | 目標を達成するための具体的な計画を作成する。 |
| エ | 実施計画に沿って、一連の取組を確実に実施する。 |
| オ | 一定期間終了後、目標の達成状況を把握し、「ア～エ」の適否を検証する。 |
| カ | 検証の結果から導かれた新たな課題を「ア」とし再び「イ～オ」を実施する。 |

(3) 早期発見のための措置

- ① 心のアンケート調査（毎月、各学級）
- ② チェックリストの活用（学期1回、各学級）
- ③ いじめ防止等対策委員会での情報交換（学期1回）

(4) 相談体制の整備

- ① 定期相談〔教育相談（6月、11月、2月）〕
- ② チャンス相談（適宜）

(5) 関係機関との連携

| | | |
|------------|-----------------|-------------|
| 常総市教育委員会 | 常総市家庭児童相談員 | 常総市民生委員児童委員 |
| 常総市主任児童委員 | 常総市要保護生徒対策地域協議会 | 筑西児童相談所 |
| 常総警察署生活安全課 | | |

(6) 教職員の資質向上（職員研修）

- ① いじめ防止基本方針の共通理解と適時見直し
- ② いじめ関係の生徒指導リーフによる研修
- ③ 定期的な個別生徒の情報交換会の実施

(7) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ① 情報モラルに関する研修会（児童向け、保護者向け）
- ② 外部講師や関係機関への協力要請（発信者情報等）

6 いじめ事案への対応

(1) いじめの事実を確認する。

【把握すべき情報例】

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| ① 加害者と被害者の確認 | 「誰が誰をいじめているのか？」 |
| ② 時間と場所の確認 | 「いつ、どこで起きたのか？」 |
| ③ 内容 | 「何をされたのか（言われたのか）？」 |
| ④ 背景と要因 | 「どのような被害を受けたのか？」 |
| ⑤ 期間 | 「いじめのきっかけは何か？」「他の関係者はいないか？」 |
| | 「いつ頃から、どのくらい続けているのか？」 |

(2) いじめ防止等対策委員会を開催する。

(3) 被害児童、加害児童への対応と学級等の集団への指導を実施する。

【被害児童への対応】

- ① 必ず守り抜くという姿勢を明確に示し、安心させる。
- ② 気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図りながら実態を把握する。
- ③ 一人で悩まず、必ず友人や親、教員等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ④ 謝らせたり、仲直りの握手をさせたりしただけで、問題が解消されたなどという安易な考えをもたず、行動や心情を継続的に観察する。
- ⑤ 自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信をもたせる。
- ⑥ 緊急避難としての欠席や転学措置等について、教育委員会及び保護者と相談しながら弾力的に対応する。

【加害児童への対応】

- ① 心の安定を図りながら実態を把握する。
- ② 被害児童の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、絶対に許されない行為であることを分からせる。
- ③ 学校生活に目的をもたせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。
- ④ いじめが続いているかを、継続して確認・把握する。疑いがある場合には、速や

かに対応する。

- ⑤ いじめが一定の限度を超える場合は、被害児童を守るために、加害児童の保護者に対する出席停止措置や警察等の協力を得た厳しい対策をとる。(教育委員会)
- ⑥ 集団によるいじめの場合は、いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。

【集団への指導】

- ① いじめを見ていた児童からも詳しく事情を聴き、実態を正確に把握する。
- ② 「観衆」や「傍聴者」はいじめを助長したり、抑えたりする重要な存在であることを認識させる。(観衆や傍観者も加害者と同じだという自覚を深める。)
- ③ いじめられる側にも問題があるという受け止めは許されないことを認識させる。
- ④ 相手の気持ちや立場を思いやる心を育てる指導をする。

(4) 被害児童、加害児童の保護者への連絡及び助言を行う。

【被害児童の保護者への対応】

- ① どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ② 話合いの機会を早急にもち、保護者の気持ちを十分に受け止め、現状の改善と児童を守り抜くことを十分に伝える。
- ③ 解決するまで継続的に保護者と連携を図る。解決後も保護者への連絡を継続する。
- ④ 必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ⑤ 家庭においても児童の様子に十分注意してもらい、小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

【加害児童の保護者への対応】

- ① いじめの事実を正確に伝え、いじめられている児童やその保護者のつらくて悲しい気持ちに気付かせる。
- ② いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ③ いじめの解消にむけて保護者同士が連絡を取り合い、理解し合うように要請する。
- ④ 加害児童の変容を図るために、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

(5) 常総市教育委員会へ報告する。

(6) 再発防止のための見守り体制を充実させる。

7 重大事態への対処

「重大事態とは」

【生命心身財産重大事態】

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

【不登校重大事態】

いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ・重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく「疑い」が生じた段階で調査を開始する。
- ・被害児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。

- (1) 事実関係を明確にするための調査（質問票、聴き取り調査）を実施する。
- (2) 学校だけで判断することなく、教育委員会に相談をし、慎重かつ丁寧に判断する。
- (3) いじめ防止等対策委員会（臨時会）を開催する。
- (4) いじめを受けた児童及び保護者に対する調査結果の情報提供を行う。
- (5) 常総市教育委員会へ報告する。
- (6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときには常総警察署と連携する。またいじめにより生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときはただちに常総警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (7) 教育委員会と連携し、懲戒、出席停止制度を適切に運用する。
- (8) 被害児童の心のケアと加害児童への再発防止指導を実施する。
- (9) いじめ防止等対策委員会の継続事案とし、見守り体制を構築する。

【ガイドラインによる重大事態の例示】

- ① 児童生徒が自殺を企図した場合

- ・軽症で済んだものの、自殺を企図した。
- ② 心身に重大な被害を負った場合
- ・リストカットなどの自傷行為を行った。
 - ・暴行を受け、骨折した。
 - ・投げ飛ばされ脳震盪となった。
 - ・殴られて歯が折れた。
 - ・カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。
 - ・心的外傷後ストレス障害と診断された。
 - ・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
 - ・多くの児童の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
 - ・わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・複数の児童**生徒**から金銭を強要され、総額1万円を渡した。
 - ・スマートフォンを水に浸けられ壊された。
- ④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合
- ・欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰できないと判断し、転学（**退学等も含む**）した。

【不登校重大事態の例示】

- ⑤ いじめにより相当の期間欠席を余儀なくされた場合
- ・いじめを認知し、解消に向けて校内において組織的に取り組んでいる段階であるが被害児童**生徒**の欠席が継続又は断続的に続いている。
 - ・一定期間連続で欠席しており、学校ではいじめを認知していないが、児童・保護者から「いじめがあり、学校に行きたくない」との申立てがあった。

8 いじめ防止等基本方針の見直し

いじめ防止等基本方針は適宜見直し、改訂していく。

平成26年5月12日策定
平成31年2月5日改訂
令和5年5月22日改訂

【参考資料】

